

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol.29

昭和は遠くなりけり号

2019.8

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

残暑お見舞い申し上げます。令和最初のホミック通信です。
これからもマイペースでお届けしたいと思っていますので、
よろしくお願いいたします。

先日参院選が終わりました。あまり盛り上がっていないと受け止めていましたし、実際投票率は低かったようですが、選挙後は「NHK受信料問題」と「障がいを持つ方に対する合理的配慮の問題」がニュースで頻繁に取り上げられており、こういうテーマが出ていたのかあ、と恥ずかしながら初めて知ったところです。どんな問題にせよ、自分が生きる社会のことに目を向けて意見を持つ、ということは大切なことだと思います。ちなみにわたし自身は、NHK受信料を支払っていない時期もありましたが、今はBS付きで払っています。法律専門職としては、法律に従うべきやな、やっぱりと考えたのです。ただ、NHKはスポンサーが必要ないわけですから、目先の視聴率を気にしない番組作りができるのでは？と思うのに、民放と大して変わらない、お笑い芸人やアイドルを多用した、大人には面白くない番組が多いような気がして不満はあります。結局観るのはWOWOWがほとんどで、テレビを観るのに結構お金を使っている、ということでもあります・・・

■ 作りやすくなった自筆証書遺言

相続に関する法律が色々改正されたことは、ご存じの方が多いでしょう。遺言がもっと活用されるようにと、自筆証書遺言の作成ルールも緩和されました。

まず、公証人に作成してもらう「公正証書遺言」はなく、自分で作る「自筆証書遺言」のルールのおさらいをしますと、①すべてを直筆で書く、②日付を書く、③氏名を書く、④印鑑を押す、⑤修正方法は厳格なので書き直しがお勧め、です。そして、今年の1月13日以降は、「すべてを直筆で書く」というルールが、財産目録に限っては「直筆でなくてもよい」ことになりました。ですから、遺言に不動産や銀行口座を記載するのに、その部分だけパソコンで作成しても構いませんし、登記事項証明書や銀行通帳のコピーなどを添付して、財産を明確にすることも許容されるものと考えられます。

来年7月には、法務局での自筆証書遺言の保管制度も始まります。詳細が分かれば、またご案内したいと思います。

■ 自分の遺骨の納め先

自分自身が亡くなった後、その遺骨がどうなるか、決まっている人、分かっている人はどれくらいいるのでしょうか。公益財団法人生命保険文化センターの調査によれば、「墓地がある」という人は約63%とのことです。

先日、相続人がおらず葬儀などを頼めないからと「死後事務委任契約」を契約した方は、親御さんが契約した公営墓地があって、そこに親御さんが納骨されているにも関わらず、お寺の合祀納骨を選ばれました。お墓があっても、今後を託せる「墓守」がいないためです。今後は、残った公営墓地の「墓仕舞い」が課題になってきます。荒れ果てたままにするわけにもいきませんから、「改葬」という手続きで、遺骨を移し替えることになりそうです。

納骨する際には、斎場で発行された「埋葬許可書」が必要になりますが、納骨後に納骨場所を変更する「改葬」の際にも「改葬許可書」を提出できないと、新しい納骨先で受け入れて貰えません。

息を引き取った後は体は気化して成仏できればいいのに、と個人的には思うところですが、ともかくそうではありません。焼骨までの手続きは、ご遺体を放置するわけにもいかないので、身寄りがいない方であっても流れに乗って行きますけれども、納骨の段になると、対処してくれる人がいないと、流れは止まってしまいます(大阪市の斎場では、引き取り手がない遺骨は1年間保管され、その後は合祀されることになっています)。

昨今流行りの終活は、財産の処分に留まらず、納骨先まで決めて初めて完成だと思います。楽しく考えられることでもありませんが、お盆のこの時期、先祖を弔うだけでなく、自分のことにも思いを馳せてもいいかも知れません。

北 浜 ラ シン チ 事 情

今とってもホットなお店、「喜界島担々麺 香 北の浜部屋」。テレビなどでも大評判! 平日は近所のサラリーマン、休日は各地のラーメンマニア? の人たちが行列をなしています。いつだったか前を通りがかったときに、お店から出てきた若い男性が、心底「うまかった～」と言っていたのを聞いて以来、いつか行かなきゃ!と誓っていたのですが、ようやく先日実現しました。11時半開店のところを、事務所を11時23分に出発して、一番乗り。せっかくなので、とっても希少らしい鹿児島県喜界島産ゴマ100%の担々麺1500円也を奮発しました。ゴマのスープが濃厚かつまろやかな味で、別乗せの肉味噌が不要なくらい。でももちろん肉味噌を乗せて担々麺としてもいただきました。麦飯がついていて、残った汁に入れて食べると貴重なゴマを余さず堪能できます。ちょっと炭水化物摂り過ぎですが、とにかく確かに「うまかった～」。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など